

第 2 次宝塚市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 第 2 次宝塚市地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）の策定に関して、専門的見地等から広く意見を述べ、その骨子を作成するための調査及び研究を行うため、宝塚市環境審議会規則（平成 9 年規則第 2 号）の規定に基づき、第 2 次宝塚市地球温暖化対策実行策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の原案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、宝塚市環境審議会の委員 7 人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、宝塚市環境基本条例第 2 4 条第 4 項の委員並びに同条第 6 項の臨時委員のうちから、審議会会長が指名する。
- 3 委員会の委員の任期は、令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員のうちから、審議会会長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第 6 条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、

意見若しくは説明を聴き、又は資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域エネルギー課で行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月25日から施行する。

(招集の特例)

第2条 この要綱の施行後初めて開催する委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、宝塚市環境審議会の会長が招集する。

(要綱の廃止)

第3条 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2次宝塚エネルギー2050ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次宝塚エネルギー2050ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関して、専門的見地等から広く意見を述べ、その骨子を作成するための調査及び研究を行うため、宝塚市再生可能エネルギー推進審議会規則（平成25年規則第32号）の規定に基づき、宝塚市再生可能エネルギー推進審議会（以下「審議会」という。）内に第2次宝塚エネルギー2050ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の原案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、審議会の委員4人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、審議会委員のうちから、審議会会長が指名する。
- 3 委員会の委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員のうちから、審議会会長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第6条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域エネルギー課で行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

(招集の特例)

第3条 この要綱の施行後初めて開催する委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、審議会の会長が招集する。

(要綱の廃止)

第3条 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。